

報告第14号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年8月30日

西脇市長 片山象三

西脇市専決第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年8月29日

西脇市長 片山 象三

記

相手方	国
原因・状況等	太陽光発電事業特別会計における消費税及び地方消費税の納付に当たり、令和6年7月1日の納付期限までに納付を完了せず、21日経過後に納付したことにより、延滞税が発生した。
損害賠償の額	2,000円